

(事前公表)

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を締結しようとしているので、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第16条の2第2項の規定により、次のとおり公表します。

令和4年5月30日

1 契約の名称及び数量

- (1) 名称 奈良県企業立地ガイド（令和4年度優遇制度編）の印刷製本業務
- (2) 数量 3,000部
※ 詳細は別添仕様書のとおり

2 契約の相手方の選定基準

次に掲げるいずれにも該当すること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する次に掲げるいずれかの施設を営む者であり、かつ、県内にその施設が所在している者であること。
 - ① 障害者支援施設
 - ② 地域活動支援センター
 - ③ 障害福祉サービス事業を行う施設
 - ④ 小規模作業所
 - ⑤ ①から④に準ずる者として知事の認定を受けた者
ただし、定款等に障害者の就業機会の確保を目的とすることを明示し、複数の障害者就労施設等（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等に関する法律（平成24年法律第50号）第2条第4項に規定する障害者就労施設等をいう。以下同じ。）に対して、物品及び役務の調達のあっせん又は仲介の業務を行う共同受注窓口としての機能を有する者（以下「共同受注窓口」という。）については、県内に主たる事務所を置く障害者就労施設等に本業務のあっせん又は仲介を行うものに限る。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始、民事再生法（平成11年法律225号）に基づく再生手続開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立てをし、又は申立てがなされている者及びこれらの手続中である者でないこと。
- (3) 次に掲げるいずれの要件にも該当しない者であること。
 - ① 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
 - ② 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している。
 - ③ 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用している。
 - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与している。
 - ⑤ ③及び④に掲げる場合のほか、役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。
 - ⑥ 本県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たり、その相手方が①から⑤までのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結した。
 - ⑦ 下請契約等に当たり、①から⑤までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（⑥に該当する場合を除く。）において、本県が契約の相手方に対して当該下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかった。
 - ⑧ 本県が発注する物品購入等の契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、又は警察に届け出なかった。
- (4) 過去5年の間に国、地方公共団体又は民間企業等から同種の印刷物の製作に係る業務を受託し、誠実に履行していること。

3 契約の相手方の決定方法

- (1) 上記2の基準に該当する者で期限までに有効な見積書を提出したもののうち、予定価格の範囲内の価格で最低価格を提出した者を契約の相手方とします。
- (2) 最低価格となる額を2人以上が提出した場合、令和4年6月9日(木)に、くじにより契約の相手方を決定します。
- (3) 予定価格の範囲内の価格を提出した者がいない場合には、入札執行の例により相手方を決定します。
- (4) (3)によっても決定しない場合には、不調とします。

4 見積書の提出先及び提出期限

- (1) 提出先 5に示す場所(持参又は郵送による)
- (2) 提出期限 令和4年6月9日(木) 午前11時00分(必着)
- (3) その他
 - ① 見積書の提出と同時に、2に該当することを示す参加資格証明書(様式1)を提出してください。参加資格証明書(様式1)には、2の(1)を証明する書類及び、2の(4)を証明する書類(契約書一式の写し又は契約の相手方による契約証明書)を添付してください。なお、共同受注窓口については、本業務のあっせん又は仲介を受ける障害者就労施設等の名称及び各施設への発注内容が分かる書類及び共同受注窓口としての2の(4)を証明する書類と、本業務のあっせん又は仲介を受ける障害者就労施設等に係る2の(4)を証明する書類を添付してください。
 - ② 次の場合には当該見積書が無効となりますのでご注意ください。
 - ア 上記2に該当しない者が提出した見積書
 - イ 記名押印を欠く見積書
 - ウ 重要な文字の誤脱等により必要な事項が確認できない見積書
 - エ 価格を加除訂正した見積書
 - オ 開封に際して、公正な開封の執行を害する行為があったと認められる場合

5 契約事務を担当する所属

産業・観光・雇用振興部 企業立地推進課 企業誘致係
住所：奈良市登大路町30
電話：0742-27-8813 (ダイヤルイン)
FAX：0742-27-4473

6 契約の解除等について

- (1) 決定後、契約締結までの間に、決定者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。
 - ① 決定者の役員等(法人にあっては役員(非常勤の者を含みます。)、支配人及び支店又は営業所(常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。))の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」といいます。))第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。)であるとき。
 - ② 暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
 - ③ 決定者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
 - ④ 決定者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
 - ⑤ ③及び④に掲げる場合のほか、決定者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - ⑥ この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」といいます。)に当たって、その相手方が①から⑤までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
 - ⑦ この契約に係る下請契約等に当たって、①から⑤までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合(⑥に該当する場合を除きます。)において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。
- (2) 契約締結後、契約者について(1)の①から⑦までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認

められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、(1)の①、③、④及び⑤中「決定者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとしてします。

「奈良県企業立地ガイド（令和４年度優遇制度編）」製作仕様書

1. 品 名： 「奈良県企業立地ガイド（令和４年度優遇制度編）」
2. 部 数： 3, 0 0 0部
3. 紙 質 等： 表 紙 マットコート紙93. 5 k g（菊判）
本 文 マットコート紙48. 5 k g（菊判）
4. サ イ ズ： A4サイズ
（仕上がり）
5. 色 数： 表 紙 4色（両面）
本 文 4色（両面）
芳香族成分が1%以下の溶剤（動植物油系などの溶剤を含む）のみを用いる印刷用インキを使用すること。
6. 製 本：中綴じ冊子
7. 頁 数 等：32頁（表紙含む）、要ページ打ち
8. 原 稿：版下作成
（令和3年度版企業立地ガイドのイラストレーター及びPDFをCD-Rで提供）
作 業 内 容：（詳細な修正箇所については、手書修正原稿、メール等により指示。）
 - （1）表、裏表紙（写真・文字差し替え）
 - （2）本文文字時点修正、画像処理、写真差替
 - （3）本文レイアウト変更
 - （4）新規ページの作成（4ページ程度を想定。県より原稿、素材等は提供）
9. 校 正：文字校正 3回、色校正 1回
10. データ納品：PDFファイル（HP掲載や内部資料に利用するため、編集不可能に変換したもの。高解像度、低解像度（3MB以内）の2種類を納品すること。）
PDF納品経費は、入札（見積）金額に含めること。
11. 発 行 課：企業立地推進課（担当 相地、足立 電話：0742-27-8813（直通））
12. 納 期：令和4年7月27日（水）
13. 納 品 場 所：〒630-8501 奈良市登大路町30 奈良県庁主棟6階 企業立地推進課
14. そ の 他：
 - （1）故意・過失を問わず、成果物に不良品があった場合は、受託者の費用負担により対応すること。
 - （2）テキスト、写真等は企業立地推進課から支給する。
 - （3）著作権は奈良県に帰属するものとする。
著作権譲渡に関する経費は、入札（見積）金額に含めること。
 - （4）この仕様書に定めのない事項については、別途県と協議すること。

奈良県企業立地ガイド（令和 4 年度優遇制度編）の
印刷製本業務

参加資格証明書

奈良県知事 殿

商号又は名称 _____

住 所 _____

代表者名 _____ 印

T E L _____

F A X _____

奈良県企業立地ガイド（令和 4 年度優遇制度編）の印刷製本業務の事前公表 2 に記載された、全ての条件に該当することを誓約します。

また、2 の（ 1 ）及び（ 4 ）に記載された条件を証明する書類を添付のとおり提出します。